

労災保険のメリット制について

1 メリット制とは 【概要】

労災保険率は、災害率等に応じて事業の種類ごとに定められています。しかし、事業の種類が同じであっても作業工程、機械設備、作業環境、事業主の皆様の災害防止努力の違いにより個々の事業場の災害率には差が生じます。

そこで、労災保険制度では、事業主の皆様の保険料負担の公平性の確保と、労働災害防止努力の促進を目的として、一定の要件を満たす事業場の労災保険料を、その事業場の労働災害の多寡に応じて一定の範囲内で増減させる制度を設けています。

この制度のことを、労災保険の「メリット制」といいます。

★メリット制が適用される事業主の皆様に増減する保険料が通知されます

増減する労災保険料は、労災保険率決定通知書（継続事業の場合）、改定確定保険料決定通知書（有期事業の場合）に記載され、管轄の都道府県労働局歳入徴収官から、メリット制が適用される事業場の事業主の皆様に通知されます。

[通知の時期]

- ・継続事業の場合・・・年度更新申告書に同封して送付します。
- ・有期事業の場合・・・事業終了後、収支率を算定するのに要する期間経過後に送付します。

2 継続事業（一括有期事業を含む）のメリット制について

(1) 適用要件

連続する3年度中の各年度において、次のイ、ロ、ハのいずれかを満たす事業であって、その3年度中の最後の年度に属する3月31日（以下「基準日」といいます。）現在で、労災保険に係る保険関係が成立した後3年以上経過している事業場

- イ 100人以上の労働者を使用する事業場
- ロ 20人以上100人未満の労働者を使用する事業場であって、その労働者数に事業の種類ごとに定められた労災保険率から非業務災害率（※）を減じ

た率を乗じて得た数が 0.4 以上であるもの

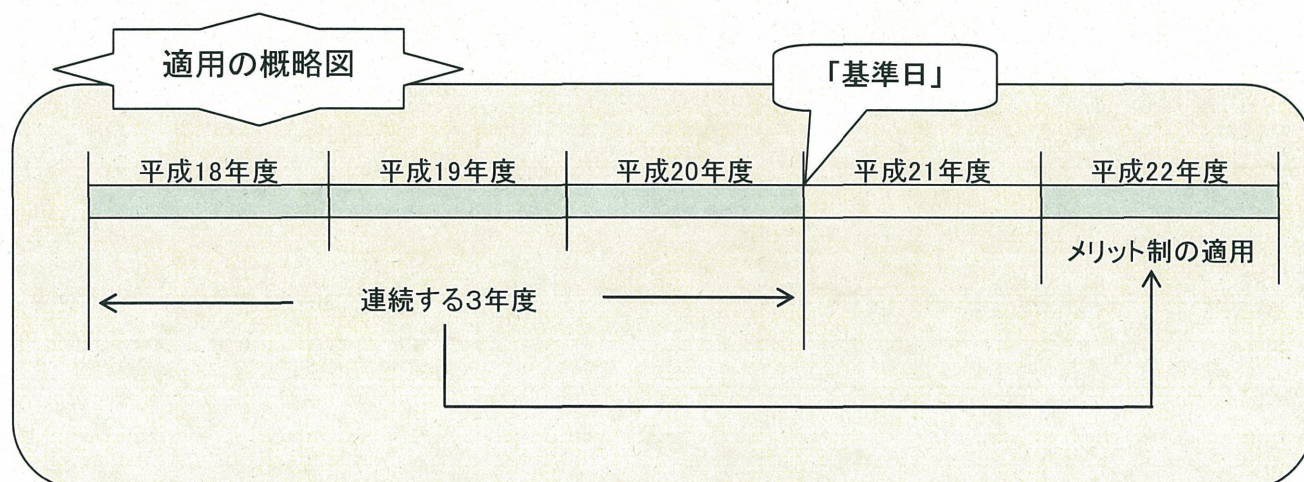
【労働者数 × (労災保険率 - 非業務災害率) ≥ 0.4】

- ハ 一括有期事業（建設の事業及び立木の伐採の事業）で確定保険料の額が 100 万円以上であるもの

※ 非業務災害率とは、通勤災害や二次健康診断等の給付に充てる分の保険料率のことで、それぞれの業種に設定されている労災保険率のうち業種によらず 1000 分の 0.6（平成 22 年 5 月現在）が該当します。

(2) メリット制の適用

メリット制が適用されるのは連続する 3 年度の最後の年度（「基準日」の属する年度）の翌々年度となります。下記の適用の概略図中においては平成 18, 19, 20 年度が連続する 3 年度となり、「基準日」の属する平成 20 年度の翌々年度に当たる平成 22 年度にメリット制が適用されます。



(3) 収支率

メリット制が適用となる事業場の労災保険率を増減することとなりますが、その判定のために「収支率」を算定します。

収支率は連続する 3 年度間における保険料額に対する、同じ期間の保険給付等の額の比率を基に厚生労働省で算定します。

(4) メリット労災保険率（メリット制適用後の労災保険率）

メリット制が適用された労災保険率（メリット労災保険率）は、(3)の収支率及び「収支率表」により算定されます。

具体的には、収支率が 75% 以下である場合、その値が小さければ小さいほどメリット制の適用により労災保険率が大きく減じられます（最大 40% の割

引)。一方、収支率が85%を超える場合、その値が大きければ大きいほど労災保険率が大きく増加されます（最大40%の割増）。

なお、収支率が75%を超え85%以下である場合は、労災保険率に増減はありません（変動なし）。

メリット労災保険率は労災保険率決定通知書に記載され、管轄の都道府県労働局歳入徴収官から、「年度更新申告書」に同封してメリット制が適用される事業場の事業主の皆様へ通知されます。

○ 収支率表

[継続事業（一括有期事業を含む）のメリット制]
 労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減率表

収支率	増減率	
	立木の伐採の事業 以外の事業	立木の伐採の事業
10%以下のもの	40%減ずる	35%減ずる
10%を超え20%までのもの	35%減ずる	30%減ずる
20%を超え30%までのもの	30%減ずる	25%減ずる
30%を超え40%までのもの	25%減ずる	20%減ずる
40%を超え50%までのもの	20%減ずる	15%減ずる
50%を超え60%までのもの	15%減ずる	10%減ずる
60%を超え70%までのもの	10%減ずる	
70%を超え75%までのもの	5%減ずる	5%減ずる
75%を超え85%までのもの	0%（変動なし）	0%（変動なし）
85%を超え90%までのもの	5%増加する	5%増加する
90%を超え100%までのもの	10%増加する	10%増加する
100%を超え110%までのもの	15%増加する	
110%を超え120%までのもの	20%増加する	15%増加する
120%を超え130%までのもの	25%増加する	20%増加する
130%を超え140%までのもの	30%増加する	25%増加する
140%を超え150%までのもの	35%増加する	30%増加する
150%を超えるもの	40%増加する	35%増加する

なお、メリット制が適用された場合の労災保険料の算定例を、7ページに記載しています。

3 有期事業のメリット制について

(1) 適用要件

建設の事業又は立木の伐採の事業であって、その規模が次のイ、ロのいずれかを満たす事業について適用されます。

イ 確定保険料の額が 100 万円以上であること

ロ 建設の事業は請負金額が 1 億 2 千万円以上、立木の伐採の事業は素材の生産量が 1,000 立方メートル以上であること

(2) 改定確定保険料（メリット制適用後の保険料）

有期事業は、事業終了後、一度概算保険料の確定精算を行っていただくこととなります（保険関係消滅の日（＝事業終了の日）から 50 日以内に確定精算）。確定精算後の保険料を、確定保険料といいます。

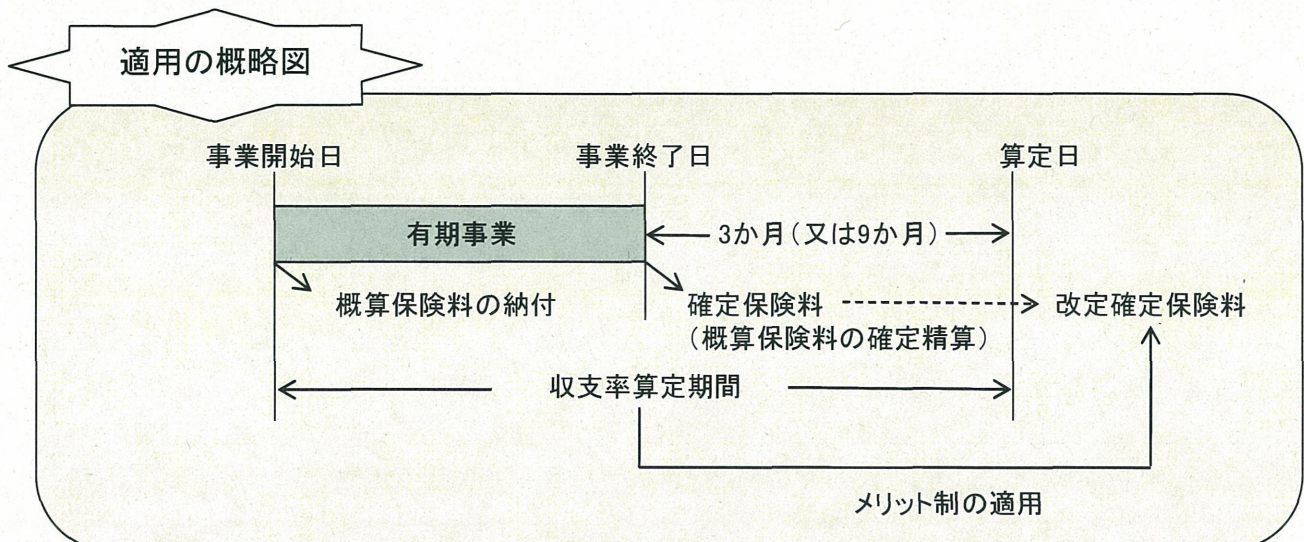
その後、メリット制が適用となる事業場の確定保険料を増減することとなり、メリット制が適用後の確定保険料を「改定確定保険料」といいます。

(3) 収支率

メリット制が適用となる事業場の確定保険料の額を増減させる基準となるのは、継続事業のメリット制の場合と同様、「収支率」です。

有期事業のメリット制の収支率は、確定保険料と、事業終了日から原則として 3 か月を経過した日前までの保険給付等の額との比率を基に厚生労働省で算定します。

なお、事業終了後に療養が長引く場合や新たな労災が認定される場合があります、このような場合には収支率が変動してしまうことから、実施された事業における保険給付額を確定させ、この収支率の変動が収まるのを待つために、事業終了後一定の期間を置いています（3 か月を経過した時点で収支率の変動が収まらない場合に限り、9 か月を経過した時点での収支率を算定することとなります。）。



(4) 改定確定保険料の計算

改定確定保険料は(3)の収支率及び「収支率表」により算定されます。

具体的には、まず、事業終了日から3か月（又は9か月）を経過した時点で収支率を算定し、その収支率及び「収支率表」により確定保険料を改定します。収支率が75%以下である場合、その値が小さければ小さいほどメリット制の適用により労災保険料が大きく減じられ（最大40%の割引）、収支率が85%を超える場合、その値が大きければ大きいほど労災保険料が大きく増加されます（最大40%の割増）。

また、収支率が75%を超え85%以下である場合は、労災保険料に増減はありません（変動なし）。

改定確定保険料は、有期事業のメリット制適用事業の事業主の皆様へ通知され、改定確定保険料と確定保険料との差額が、追加徴収（確定保険料が収支率に基づき引き上げられた場合）又は還付（確定保険料が収支率に基づき引き下げられた場合）されることとなります。

○ 収支率表

〔有期事業のメリット制〕

労働保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額の増減率表

収支率	増減率	
	建設の事業	立木の伐採の事業
10%以下のもの	40%減ずる	35%減ずる
10%を超え20%までのもの	35%減ずる	30%減ずる
20%を超え30%までのもの	30%減ずる	25%減ずる
30%を超え40%までのもの	25%減ずる	20%減ずる
40%を超え50%までのもの	20%減ずる	15%減ずる
50%を超え60%までのもの	15%減ずる	10%減ずる
60%を超え70%までのもの	10%減ずる	
70%を超え75%までのもの	5%減ずる	5%減ずる
75%を超え85%までのもの	0%（変動なし）	0%（変動なし）
85%を超え90%までのもの	5%増加する	5%増加する
90%を超え100%までのもの	10%増加する	10%増加する
100%を超え110%までのもの	15%増加する	
110%を超え120%までのもの	20%増加する	15%増加する
120%を超え130%までのもの	25%増加する	20%増加する
130%を超え140%までのもの	30%増加する	25%増加する
140%を超え150%までのもの	35%増加する	30%増加する
150%を超えるもの	40%増加する	35%増加する

なお、メリット制が適用された場合の労災保険料の算定例を、8ページに記載しています。

4 特例メリット制について

労働災害は、近年、全体として減少していますが、今なお中小企業で多く発生しています。そこで、中小企業における労働災害防止活動を一層促進する目的で、一定の要件を満たす事業場の事業主からの申告があれば、メリット増減率を、通常であれば最大40%のところ、最大45%となる制度を設けています。

この制度のことを、労災保険の「特例メリット制」といいます。

特例メリット制について、詳しくはパンフレットをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/070123-1.html>

継続事業にメリット制が適用される場合の労災保険料の算定例

パルプ又は紙製造業を営む事業場（労災保険率7/1,000）について
労働災害の多寡によって保険料がどの程度増減するかを計算します。

- ・労働者数 100人
- ・賃金総額 5億円(1人当たり年間賃金は 平均 500万円)

1 メリット制が適用されない場合(基本となる労災保険料)

$$\text{労災保険料} = \text{賃金総額}(100人 \times 500万円) \times 7/1,000 = \underline{\underline{350万円}}$$

2 メリット制が適用される場合

【メリット労災保険率の算定公式】

$$\text{メリット労災保険率} = (\text{労災保険率} - \text{非業務災害率}) \times \frac{100 + \text{メリット増減率}}{100} + \text{非業務災害率}$$

(1) 無災害事業場の場合(収支率:0% → メリット増減率:-40%)

$$\text{メリット労災保険率} = \frac{7-0.6}{1,000} \times \frac{100-40(\%)}{100} + \frac{0.6}{1,000} = \frac{4.44}{1,000}$$

$$\text{労災保険料} = 5億円 \times 4.44/1,000 = \underline{\underline{222万円}}$$

※基本の労災保険料より128万円減

(2) 労災多発事業場の場合(収支率:200% → メリット増減率:+40%)

$$\text{メリット労災保険率} = \frac{7-0.6}{1,000} \times \frac{100+40(\%)}{100} + \frac{0.6}{1,000} = \frac{9.56}{1,000}$$

$$\text{労災保険料} = 5億円 \times 9.56/1,000 = \underline{\underline{478万円}}$$

※基本の労災保険料より128万円増

メリット制により労災保険料額は、222万円～478万円となる。

有期事業にメリット制が適用される場合の労災保険料の算定例

建築業を営む事業場（労災保険率13/1,000）について、労働災害の多寡によって保険料がどの程度増減するかを計算します。

・賃金総額 5億円

1 メリット制が適用されない場合（確定保険料）

$$\text{確定保険料} = \text{賃金総額 } 5\text{億円} \times 13/1,000 = \underline{650\text{万円}}$$

2 メリット制が適用される場合

【改定確定保険料の算定公式】

$$\text{改定確定保険料} = \text{確定保険料} + (\text{確定保険料} - \text{非業務災害分保険料}) \times \frac{\text{メリット増減率}}{100}$$

(1) 無災害事業場の場合（収支率:0% → メリット増減率:-40%）

$$\begin{aligned} \text{改定確定保険料} &= 650\text{万円} + (650\text{万円} - 30\text{万円}) \times \frac{-40(\%)}{100} \\ &= 402\text{万円} \end{aligned}$$

※確定保険料より248万円減

(2) 労災多発事業場の場合（収支率:200% → メリット増減率:+40%）

$$\begin{aligned} \text{改定確定保険料} &= 650\text{万円} + (650\text{万円} - 30\text{万円}) \times \frac{40(\%)}{100} \\ &= 898\text{万円} \end{aligned}$$

※確定保険料より248万円増

メリット制により労災保険料額は、402万円～898万円となる。